

補助金等適正化チェックシート

補助金等の名称	長久手市障がい者通所施設歯科健診事業				担当部課	福祉部福祉課	
基本情報	支出根拠	補助要綱	有	長久手市障がい者通所施設歯科健診事業補助金要綱			
		根拠法令等	無				
	総合計画	基本目標	4 誰もがいきいきと安心して暮らせるまち-生活			会計区分	一般会計
		政策	4-1 住み慣れた場所で安心して暮らすことができる地域づくり			予算区分	3-1-4 身体障がい者福祉費
		施策	4-1-1 くらしを支える生活基盤の充実			中事業名	障がい援護事業
		補助制度開始年度	令和3 年度	制度終了(予定)年度	令和13 年度	細節名称	補助金
		交付先(団体名) 又は対象者	主として長久手市内において、歯科保健向上のための公衆衛生事業を行っている団体			交付年数 【※】	通算
		会員数【※】				令和7年4月1日現在	会費【※】
		他団体への交付【※】				制度の周知方法【※】	
		ガイドラインの 適用	適用(予定)	令和4年度			
		例外規定	無し				
補助金等の 目的・ 内容・ 効果	最新年度の 補助内容	補助対象 経費	障害者施設において、団体が市内の当該施設の通所者に対して実施する歯科健診及び歯科保健指導に要する経費				
		補助対象事業費の総額	1,000,000円	補助金額	500,000円	事業全体の 補助率	50%
		特記事項	補助金の額は、補助対象経費から補助対象事業によって団体に収入される報酬等を除いた額の2分の1以内の額。1回の健診者数に応じて、歯科医師及び歯科衛生士の単価を定めている。				
補助金等の 目的・ 内容・ 効果	目的	(市民生活の維持・向上に資するものか)					
		通い慣れた施設で安心して歯科健診及び歯科保健指導を受けられ、また、口くう内の健康を保つことで疾病の早期発見、早期治療につながり、生涯を通じ障がい者の生活の質の低下を防ぐことを目的とする。					
	内容	(団体向け補助の場合は補助対象となる活動内容について、個人向け補助の場合は制度概要について記入)					
		主として長久手市内において、歯科保健向上のための公衆衛生事業を行っている団体が、市内の当該施設の通所者に対して実施する歯科健診及び歯科保健指導に要する経費の一部を補助する。					
	事業費補助 の実績 (団体の主な 活動の実績) ※今年度は予定	R4年度実績 (2022)	R5年度実績 (2023)	R6年度実績 (2024)	R7年度予定 (2025)		
		3事業所が健診を実施	2事業所が健診を実施	2事業所が健診を実施	10事業所が健診を実施予定		
	補助対象事業費	170,000円	170,000円	170,000円	1,000,000円		
	補助金額	72,000円	72,000円	72,000円	予算額	500,000円	
	財 源	国及び県					
			市(一般財源)	72,000円	72,000円	72,000円	500,000円
補助金等の効果 ※今年度は予定	通い慣れた事業所で健診を受けることにより、自ら又は保護者だけでは健診の機会確保が難しい人も、健診を受ける機会を提供することができた。		通い慣れた事業所で健診を受けることにより、自ら又は保護者だけでは健診の機会確保が難しい人も、健診を受ける機会を提供することができた。		通い慣れた事業所で健診を受けることにより、自ら又は保護者だけでは健診の機会確保が難しい人も、健診を受ける機会を提供することができた。		
今後の方向性 ・担当部署の 自由意見	障がいのある人の中には、障がい特性により健診を受けることが難しい、口くう衛生の概念が薄い等の理由により、虫歯などが重症化しやすい傾向があるため、事業所内で歯科健診等の機会を確保することは効果的である。よって、令和13年度までの10年を事業期間とし、その間に事業所が主体的に事業を実施していくよう働きかけを行う。						

	確認の視点	チェック	左記のチェック内容とした理由
公益性	補助事業（事業の内容）が、市の施策（総合計画）と整合性が図られているか	○	
	効果が幅広く市民生活の維持・向上に不可欠なものか	×	
	市民ニーズは認められるか	○	
有効性・妥当性	補助金額に見合った効果があがっているか	○	
	社会情勢の変化により補助効果が薄れていなか	○	
	少額または申請件数の少ない補助金について継続していく必要があるか	○	障がい特性により、本人や家族だけでは健診機会を確保すること難しい場合がある。
	直近3年間の成果（効果）状況が維持又は向上しているか	○	令和3年から開始し、毎年申請がある。
	会計処理・実績報告が正確に行われているか【※】	○	
補助対象経費	公金で補助することが妥当か	○	
	補助率や補助金額(補助対象経費や補助額の設定)は妥当か	○	
	経費の使途は明確か	○	
	基準を逸脱して補助していないか	○	
	運営費的な内容の補助により、補助対象が曖昧になっていないか【※】	○	
補完性・公平性・透明性・他	補助金額を超える繰越金の発生はないか【※】	○	
	市の施策的課題の解決につながるものか	○	
	社会情勢、他の自治体の取組状況を踏まえて実施が適切か	○	
総合評価	市民や団体の自主的な行動支援に寄与するものか	○	
	委託や直接執行よりも補助金等による事業執行が適切か【※】	○	
	補助金を交付する目的が達成されたにもかかわらず、同一対象者に長期間にわたり補助金を支出していないか	○	
	補助対象者を限定するなど、交付先に偏りがないか（特權的な恩恵を与えていないか）	○	
	同様の活動を行っていれば、誰でも補助を受ける機会が確保されているか【※】	○	
	補助金の概要、要綱等がホームページなどに掲載されているか	○	
	事業の実施状況（実情）の確認、監査等が適切に実施されているか【※】	○	
	補助事業に類似する事業がある場合に、統合の可能性を検討しているか	○	
担当課の評価		評価理由、見直す場合はその内容	
S		障がいのある人の中には、障がい特性により健診を受けることが難しい、口くう衛生の概念が薄い等の理由により、虫歯などが重症化しやすい傾向があるため事業所内で歯科健診等の機会を確保することは効果的である。	